

平成 22 年 4 月 14 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都港区赤坂八丁目4番 14 号
プレミア投資法人

代表者名 執行役員 松 澤 宏
(コード番号 8956)

資産運用会社名

プレミア・リート・アドバイザーズ株式会社

代表者名 代表取締役社長 安 武 文 宏

問合せ先 取締役

業務運営本部長 鈴 木 文 夫

兼 総務部長

(TEL:03-5772-8551)

資産運用委託契約の一部変更に関するお知らせ

プレミア投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社であるプレミア・リート・アドバイザーズ株式会社(以下「PRA」といいます。)と平成 14 年 5 月 15 日付けで締結した資産運用委託契約(その後の変更を含みます。)に関し、下記のとおり PRA との間で変更契約を締結しましたのでお知らせします。

記

(変更は下線部分です。)

変更前	変更後
<p>(目的)</p> <p>第1条 甲は、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。)、<u>甲の規約(以下「規約」という。)</u>及び本契約に従い、(中略)乙はこれを引き受ける。</p> <p>(委託業務の内容等)</p> <p>第3条 乙が甲に提供する委託業務の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1)資産運用業務: 甲を代理して運用資産の運用(資産の取得、運営及び処分に係る判断、かかる判断に<u>基づく</u>、<u>運用資産の権利者としての(中略)を行うこと。</u></p> <p>(2)資金調達業務: 甲を代理して、投資口の発行、資金の<u>借入れ</u>又は投資法人債(短期投資法人債を含む。 以下同じ。)の発行等の資金調達に関する業務(甲を代理しての関係当事者との交渉及び甲に対する助言等を含むがこれらに限られない。)を行うこと。</p> <p>(3) (記載省略)</p> <p>(4)運用計画策定業務: <u>運用資産の年度(毎年5月1日より翌年4月末日まで)運用計画を毎年4月末日までに及び期中運用計画(仮期中運用計画を含む。)をその都度甲に対して提出すること。</u></p> <p>(5)その他業務: (記載省略)</p> <p>2. (記載省略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 甲は、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。)、<u>甲の規約及び本契約に従い、</u>(中略)乙はこれを引き受ける。</p> <p>(委託業務の内容等)</p> <p>第3条 乙が甲に提供する委託業務の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1)資産運用業務: 甲を代理して運用資産の運用(資産の取得、運営及び処分に係る判断、かかる判断に<u>基づく</u>運用資産の権利者としての(中略)を行うこと。</p> <p>(2)資金調達業務: 甲を代理して、投資口の発行、資金の<u>借入</u>又は投資法人債(短期投資法人債を含む。 以下同じ。)の発行等の資金調達に関する業務(甲を代理しての関係当事者との交渉及び甲に対する助言等を含むがこれらに限られない。)を行うこと。</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4)運用計画策定業務: <u>①甲の規約に記載された運用方針等に基づき、毎年4月末日までに5月1日から 10 月末日までの営業期間及び11月1日から翌年4月末日までの営業期間からなる2営業期間を対象とする運用資産の年度運用計画書を、また、毎年 10 月末日までに年度運用計画書における 11 月 1 日から翌年4月末日までの営業期間に係る計画を見直した期中運用計画書を作成し、甲に対して提出すること。</u> <u>②上記①に定める年度運用計画書、又は期中運用計画書に係る計画の内容を変更した場合には変更運用計画書を作成し、甲に対して提出すること。</u></p> <p>(5)その他業務: (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p>

変更前	変更後
<p>3. 乙は、委託業務に関連する事項(金銭の分配、投資口の分割又は併合、本投資法人の解散又は合併等を含むが、これらに限られない。)に関して甲に助言を行うこと、及び甲を代理してこれらの事項に関して指示を出し、或いは交渉に参加し又は交渉を行うことができる。</p> <p>(委託する資産の内容) 第4条 甲が委託する資産の内容は、<u>規約</u>に規定する特定資産(中略)の全部とする。</p> <p>(委託業務処理の基準) 第5条 (記載省略) 2.~5. (記載省略)</p> <p>6. 甲は、乙が委託業務を遂行するにあたり、必要に応じ乙に対して書面にて委託業務に係る指図を行うことができるものとする。また、乙は、委託業務を遂行するにあたり、必要に<u>応じ</u>甲に対して委託業務に関し書面による指図を求めることができる。</p> <p>(機密の保持) 第6条 本契約の期間中はもとより、本契約の終了後2年間は、甲及び乙は、本契約に関して<u>知りえた</u>相手方当事者の業務上の情報及び本契約の内容を、本契約の内容を実現する目的以外に使用してはならず、いかなる第三者に対しても漏洩又は開示してはならない。但し、以下に定める場合を除く。</p> <p>(1)~(5) (記載省略) (6) 甲が発行する投資証券及び投資法人債券の募集、<u>私募又は売出し、若しくは金銭の借入</u>に際して必要となる場合</p> <p>(委託業務報酬) 第7条 甲は乙に対して、乙が行う委託業務に対する報酬として、以下の委託業務報酬を以下に定める方法にて支払うものとする。</p> <p>(1) 運用報酬1 (記載省略) (2) 運用報酬2 決算期毎に算定される分配可能金額の3%に相当する金額(1円未満切捨)とし、当該金額並びに当該金額に係る消費税及び地方消費税相当額を決算確定後1ヶ月以内に支払う。 「分配可能金額」とは、<u>日本国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準</u>に準拠して計算される運用報酬2控除前の税引前当期純利益に、繰越欠損金があるときはその金額を補填した後の金額とする。</p> <p>(3) 運用報酬3 (記載省略)</p> <p>(費用の負担) 第8条 乙は、<u>規約第 25 条の規定に従って</u>(中略) 甲乙協議するものとする。</p> <p>2. (記載省略)</p>	<p>3. 乙は、委託業務に関連する事項(金銭の分配、投資口の分割又は併合、本投資法人の解散又は合併等を含むが<u>これらに限られない。</u>)に関して甲に助言を行うこと、及び甲を代理してこれらの事項に関して指示を出し、或いは交渉に参加し又は交渉を行うことができる。</p> <p>(委託する資産の内容) 第4条 甲が委託する資産の内容は、<u>甲の規約</u>に規定する特定資産(中略)の全部とする。</p> <p>(委託業務処理の基準) 第5条 (現行どおり) 2.~5. (現行どおり)</p> <p>6. 甲は、乙が委託業務を遂行するにあたり、必要に<u>応じ</u>、乙に対して書面にて委託業務に係る指図を行うことができるものとする。また、乙は、委託業務を遂行するにあたり、必要に<u>応じ</u>、甲に対して委託業務に関し書面による指図を求めることができる。</p> <p>(機密の保持) 第6条 本契約の期間中はもとより、本契約の終了後2年間は、甲及び乙は、本契約に関して<u>知り得た</u>相手方当事者の業務上の情報及び本契約の内容を、本契約の内容を実現する目的以外に使用してはならず、いかなる第三者に対しても漏洩又は開示してはならない。但し、以下に定める場合を除く。</p> <p>(1)~(5) (現行どおり) (6) 甲による投資口の発行、<u>資金の借入又は投資法人債の発行等の資金調達に関する業務</u>に際して必要となる場合</p> <p>(委託業務報酬) 第7条 甲は乙に対して、乙が行う委託業務に対する報酬として、以下の委託業務報酬を以下に定める方法にて支払うものとする。</p> <p>(1) 運用報酬1 (現行どおり) (2) 運用報酬2 決算期毎に算定される分配可能金額の3%に相当する金額(1円未満切捨)とし、当該金額並びに当該金額に係る消費税及び地方消費税相当額を決算確定後1ヶ月以内に支払う。 「分配可能金額」とは、<u>投信法及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行</u>に準拠して計算される運用報酬2控除前の税引前当期純利益に、繰越欠損金があるときはその金額を補填した後の金額とする。</p> <p>(3) 運用報酬3 (現行どおり)</p> <p>(費用の負担) 第8条 乙は、<u>甲の規約第 25 条の規定に従って</u>(中略) 甲乙協議するものとする。</p> <p>2. (現行どおり)</p>

以上

- ※ 本資料の配布先: 兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
- ※ 本投資法人のホームページアドレス <http://www.pic-reit.co.jp>